

諮問番号：平成29年度諮問第32号

答申番号：平成29年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の点において、原処分（児童扶養手当認定処分）が違法又は不当と主張しているものと解される。

審査請求人は平成28年11月に元夫と離婚し、同年12月に離婚届を提出したが、その際、区役所の職員は手当についてしかるべき案内を行わなかった。これにより児童扶養手当の申請が遅れたのであるから、処分庁は手当を同年12月から認定すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

区役所に離婚届が提出された際には、離婚した際の主な手続に係る案内文を手交し、各担当部署で手続をとるよう説明しており、申請が遅れたのは、審査請求人の制度不知によるものである。

また、本件は、災害その他やむを得ない事情等により認定請求をすることができなかった場合には該当しない。

したがって、原処分は、法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、児童扶養手当の支給開始月を申請の翌月からとする法の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人は、離婚届を提出した際、処分庁の職員が手当についてしかるべき案内を行わなかったことにより、申請が遅れたものであり、原処分は違法又は不当であると主張しているが、法は、支給開始月を遡及させることができる場合として「災害その他やむを得ない理由」による場合に限定し、このような理由とは、客観的に認定請求をすることを不可能又は著しく困難ならしめる原因をいうものと解され、本件においては、そのような原因によって申請が遅れたという事情は認められないから、原処分は法の規定に従い適正に行われ、何ら違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童扶養手当法に基づく手当は、受給資格者が市町村長に認定請求し、その認定を受けなければならず（児童扶養手当法第6条第1項）、手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から始まるとされている（同法第7条第1項）。

ただし、「災害その他やむを得ない理由」により請求できなかった場合は、請求できなくなった日の属する月の翌月から始まるとされている（同条第2項）。ここにいう「やむを得ない理由」とは、自然災害（風水害等）、火災のほか、急病、出産、死亡及び交通事故等で、物理的にみて申請が不可能な場合に限定され、このような場合には、例外的に支給開始月を遡及させることができると解される。

そこで、本件についてみると、審査請求人は、平成29年2月27日に同法に基づく手当の認定請求を行い、処分庁は、同法の規定に従い、当該請求をした日の属する月の翌月である同年3月から手当の支給を始めることとする原処分を行ったことが認められる。

これに対し審査請求人は、処分庁の職員による説明の不備等を理由に、離婚成立日の属する月の翌月（平成28年12月）又は離婚届提出日の属する月の翌月（平成29年1月）からの支給を主張するが、本件にあつては、「災害その他やむを得ない理由」により請求できなかったと認められる特段の事情は窺われない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美